

公民館の減免基準（案）

案 1	案 2	案 3
第 33 期公民館運営審議会の答申に基づく減免対象	案 1 に公民館使用団体を追加した減免対象	受益者負担基準に基づく減免対象
1 公民館が使用するとき「免除」 2 市及び教育委員会等が行政目的のために使用するとき「免除」 3 障がい者、介護者及びその支援者で構成する団体であって、その目的のために使用する場合「免除」 4 社会教育関係団体（※1）、福祉団体（※2）及びこれらに類する団体であって、公民館使用団体登録（※3）の承認を受けた団体「10 分の 3 減額」	1 公民館が使用するとき「免除」 2 市及び教育委員会等が行政目的のために使用するとき「免除」 3 障がい者、介護者及びその支援者で構成する団体であって、その目的のために使用する場合「免除」 4 社会教育関係団体、福祉団体及びこれらに類する団体であって、公民館使用団体登録の承認を受けた団体「10 分の 3 減額」 5 公民館使用団体登録の承認を受けた団体「10 分の 3 減額」	1 公民館が使用するとき「免除」 2 市及び教育委員会等が行政目的のために使用するとき「免除」 3 障がい者、介護者及びその支援者で構成する団体であって、その目的のために使用する場合「免除」 4 社会教育団体、福祉団体及びこれらに類する団体であって、公民館使用団体登録の承認を受けた団体「10 分の 5 減額」 5 公民館使用団体登録の承認を受けた団体「10 分の 5 減額」
令和元年度利用状況等に基づく歳入見込	令和元年度利用状況等に基づく歳入見込	令和元年度利用状況等に基づく歳入見込
15,879,800 円	11,184,320 円	7,988,800 円

※1：小金井市社会教育関係団体登録要綱に規定する社会教育関係団体

※2：小金井市福祉団体補助要綱に規定する福祉団体

※3：小金井市公民館使用団体登録要綱に規定する公民館使用団体

【参考】これまでの公民館運営審議会で示された公民館の減免基準

公民館中長期計画の策定について（答申）	公民館中長期計画
第 33 期公民館運営審議会（平成 29 年 7 月）	第 35 期公民館運営審議会（令和 3 年 3 月）
1 公民館、行政主権事業 免除 2 市民協働事業団体の市の補助を受けている団体が公民館で行う事業 免除 3 上記以外は、集会施設の減免規定に準ずる。	公民館使用団体登録の承認を受けた団体 免除

【参考】小金井市公共施設の減免基準

小金井市民会館、小金井市市民集会所	小金井市市民交流センター	小金井市体育館
<p>条例に規定する使用料の減額又は免除の範囲は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校が生徒の教育を目的として使用するとき。 2 分の 1</p> <p>(2) 官公署が行政目的のために使用するとき。 2 分の 1</p> <p>(3) 社会教育団体、社会福祉団体及びこれらに類する団体で市長が特に認めたものが使用するとき。 10 分の 3</p> <p>(4) 市が行政目的で使用するとき。 免除</p> <p>(5) その他、市長が特に認めたとき。 2 分の 1 又は免除</p>	<p>第 6 条 条例第 12 条に定める利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号）第 1 条の愛の手帳の交付を受けた者で構成する団体が施設又は附帯設備を使用するとき 10 分の 3</p> <p>(2) 市が附帯設備を使用するとき 免除</p> <p>(3) その他市長が特に認めたとき 免除</p> <p>2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減額・免除申請書に承認書を添えて指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>条例第 11 条に規定する利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げるところによる。ただし、第 4 号及び第 5 号に規定する減額を行った際に、10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額を減額するものとする。</p> <p>(1) 小金井市又は小金井市教育委員会が、主催又は共催する事業に使用するとき。 免除</p> <p>(2) 市内の団体で体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした公共的団体が広く市民を対象とした大会等に使用するとき。 100 分の 50 減額</p> <p>(3) 60 歳以上の者が個人使用するとき。100 分の 50 減額</p> <p>(4) 障害者及びその介護者が個人使用するとき。100 分の 50 減額</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき。 免除又は 100 分の 50 減額</p> <p>2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、使用の申請と同時に利用料金減額・免除申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前項第 3 号及び第 4 号に規定する使用者の場合は、この限りでない。</p>